

**保安規定に規定すべき事項の確認表
(使用変更に伴う保安規定の変更)**

使用施設等保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年10月21日申請)	確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
<u>放射性廃棄物でない廃棄物の管理に関することについて追記する。</u>	<p>① 線量等の監視並びに汚染の除去 「使用施設等における保安規定の審査基準(令和2年2月5日改正)」の使用規則第2条の12第1項第8号の第8項に関して、大洗研究所(南地区)における放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いについて、以下のとおり記載を追加する。 <u>第53条の3として、放射性廃棄物でない廃棄物の管理に関する事項を追加する。</u></p>	保安規定第3編 第53条の3(今回の変更箇所)
<u>組織改正及び品質マネジメント文書の見直し</u>	<p>① 品質マネジメントシステム 「使用施設等における保安規定の審査基準(令和2年2月5日改正)」の使用規則第2条の12第1項第2号の第4項に関して、組織改正及び品質マネジメント文書の文書名等の見直しに伴い、以下のとおり変更を行う。 <u>別表第5の燃料材料開発部(二次文書)に記載されている文書名及び文書番号を変更する。</u></p>	別表第5(今回の変更箇所) 保安規定第1編 第9条(変更なし)
<u>「核燃料取扱主任者」から「核燃料取扱主務者」に変更する。</u>	<p>① 使用施設等の施設管理 「使用施設等における保安規定の審査基準(令和2年2月5日改正)」の使用規則第2条の12第1項第15号の第1項から第2項に関して、「核燃料取扱主務者」と記載すべきところを「核燃料取扱主任者」と記載している箇所があるため、「核燃料取扱主任者」を「核燃料取扱主務者」に変更する。 <u>第79条及び第81条について、「核燃料取扱主任者」から「核燃料取扱主務者」に変更する。</u></p>	保安規定第4編 第79条(今回の変更箇所) 保安規定第4編 第81条(今回の変更箇所)
<u>【AGF】一部の使用設備での核燃料物質の使用の終了等</u>	<p>① 使用施設等の操作 「使用施設等における保安規定の審査基準(令和2年2月5日改正)」の使用規則第2条の12第1項第5号の第1項、第2項、第4項、第6項に関して、従業員の確保、地震・火災等の発生時に講ずべき措置等について現在の保安規定に規定済であるため、今回の使用変更(AGFにおける一部の使用設備での核燃料物質の使用の終了等)に伴う保安規定(従業員の確保等に関する条文等)の変更はない。 「使用施設等における保安規定の審査基準(令和2年2月5日改正)」の使用規則第2条の12第1項第5号の第3項に関して、今回の使用変更(AGFにおける一部の使用設備での核燃料物質の使用の終了等)に伴い、以下のとおり記載を削除する。 <u>別表第40(1)AGFから、No.11セル、No.12セル及びNo.16グローブボックスに係る記載を削除する。</u></p>	別表第40(1)AGF(今回の変更箇所)

使用施設等保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年10月21日申請)	確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
	<p>「使用施設等における保安規定の審査基準（令和2年2月5日改正）」の使用規則第2条の12第1項第5号の第5項に関して、今回の使用変更（AGFにおける一部の使用設備での核燃料物質の使用の終了等）に伴い、以下のとおり記載を削除する。</p> <p><u>別表第36(1)AGFにおけるNo.11セル及びNo.12セルの記載について、維持管理設備としての記載に見直しを行う。</u></p> <p>「使用施設等における保安規定の審査基準（令和2年2月5日改正）」の使用規則第2条の12第1項第5号の第5項に関して、維持管理設備の追加に伴い、以下のとおり変更を行う。</p> <p><u>第74条に維持管理設備への核燃料物質の使用禁止の表示に係る記載を追加する。</u></p>	<p><u>別表第36（今回の変更箇所）</u></p> <p><u>保安規定第4編 第74条（今回の変更箇所）</u></p>
	<p>② 管理区域等の設定等</p> <p>「使用施設等における保安規定の審査基準（令和2年2月5日改正）」の使用規則第2条の12第1項第6号の第1項に関して、今回の使用変更（AGFにおける一部の使用設備での核燃料物質の使用の終了等）に伴う管理区域の新たな設定はないが、以下のとおり名称変更及び記載削除を行う。</p> <p><u>別図第3の地階平面図の廃液処理室を地階資材室に名称変更し、試料入キャスク置場を削除する。</u></p> <p>「使用施設等における保安規定の審査基準（令和2年2月5日改正）」の使用規則第2条の12第1項第6号の第2項から第9項に関して、汚染のおそれのない管理区域等の表面汚染密度等の放射性物質濃度の基準値の設定等について、現在の保安規定に規定済であることから、今回の使用変更（AGFにおける一部の使用設備での核燃料物質の使用の終了等）に伴う保安規定（放射性物質濃度の基準値の設定等に関する条文等）の変更はない。</p>	<p><u>別図第3（今回の変更箇所）</u></p>
	<p>③ 放射性廃棄物の廃棄</p> <p>「使用施設等における保安規定の審査基準（令和2年2月5日改正）」の使用規則第2条の12第1項第11号の第1項、第2項、第3項、第5項、第6項、第7項に関して、放射性廃棄物の廃棄について現在の保安規定に規定済であることから、今回の使用変更（AGFにおける一部の使用設備での核燃料物質の使用の終了等）に伴う保安規定（放射性廃棄物の廃棄に関する条文等）の変更はない。</p> <p>「使用施設等における保安規定の審査基準（令和2年2月5日改正）」の使用規則第2条の12第1項第11号の第4項に関して、今回の使用変更（AGFにおける一部の使用設備での核燃料物質の使用の終了等）に伴い、以下のとおり記載を削除する。</p> <p><u>別表第32から、No.11セルに係る記載を削除する。</u></p>	<p><u>別表第32（今回の変更箇所）</u></p>
	<p>④ 施設管理</p>	

使用施設等保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年10月21日申請)	確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
	<p>使用施設等における保安規定の審査基準（令和2年2月5日改正）」の使用規則第2条の12第1項第15号の第1項に関して、維持管理設備の追加に伴い、以下のとおり変更を行う。</p> <p><u>第78条の3に維持管理設備の管理に係る記載を追加する。</u> <u>第78条の4に維持管理設備の管理に係る記載を追加する。</u> <u>第78条の5に維持管理設備の管理に係る記載を追加する。</u> <u>第78条の6に維持管理設備の管理に係る記載を追加する。</u> <u>別表第41に維持管理設備の管理に係る記載を追加する。</u></p> <p>「使用施設等における保安規定の審査基準（令和2年2月5日改正）」の使用規則第2条の12第1項第15号の第2項に関して、施設管理について現在の保安規定に規定済であることから、今回の使用変更（AGFにおける一部の使用設備での核燃料物質の使用の終了等）に伴う保安規定（施設管理に関する条文等）の変更はない。</p>	<p><u>保安規定第4編 第78条の3(今回の変更箇所)</u> <u>保安規定第4編 第78条の4(今回の変更箇所)</u> <u>保安規定第4編 第78条の5(今回の変更箇所)</u> <u>保安規定第4編 第78条の6(今回の変更箇所)</u> <u>別表第41(今回の変更箇所)</u></p> <p>保安規定第1編 第1条の2（変更なし） 保安規定第4編 第77条、第78条の2、第81条（変更なし）</p>
<p>【FMF】使用設備、分析装置及び使用場所の追加</p>	<p>① 職務及び組織</p> <p>「使用施設等における保安規定の審査基準（令和2年2月5日改正）」の使用規則第2条の12第1項第3号に関して、FMF等の管理を行う者の職務及び組織について現在の保安規定に規定済であることから、今回の使用変更（FMFにおける使用設備及び使用の場所の追加）に伴う保安規定（職務及び組織に関する条文等）の変更はない。</p> <p>② 使用施設等の操作</p> <p>「使用施設等における保安規定の審査基準（令和2年2月5日改正）」の使用規則第2条の12第1項第5号の第1項、第2項、第4項、第6項に関して、従業員の確保、地震・火災等の発生時に講ずべき措置等について現在の保安規定に規定済であるため、今回の使用変更（FMFにおける使用設備及び使用の場所の追加）に伴う保安規定（従業員の確保等に関する条文等）の変更はない。</p> <p>「使用施設等における保安規定の審査基準（令和2年2月5日改正）」の使用規則第2条の12第1項第5号の第3項に関して、FMFにおける使用場所（誘導結合プラズマ質量分析計の使用場所である分析室）の追加に伴う臨界管理について、以下のとおり記載を追記する。実験室の実験室グローブボックスで使用する核燃料物質は、既に保安規定に定められた実験室の取扱制限量の範囲内で取り扱うため、実験室における核燃料物質の取扱制限量の変更はない。</p> <p><u>別表第40(2)FMFに、分析室における核燃料物質の取扱制限量を追加する。</u></p> <p>「使用施設等における保安規定の審査基準（令和2年2月5日改正）」の使用規則第2条の12第1項第5号の第5項に関して、FMFにおける分析装置（誘導結合プラズマ質量分析計）及び使用場所（誘</p>	<p>保安規定1編 第4条、第5条、第6条、第6条の2、第6条の3（変更なし）</p> <p>保安規定第1編 第9条（変更なし） 保安規定第4編 第65条、第66条、第67条、第68条、第69条、第70条、第71条、第72条、第73条、第77条の2（変更なし） 別表第5、別表第37、別表第38（変更なし）</p> <p><u>別表第40(2)FMF(今回の変更箇所)</u></p>

使用施設等保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年10月21日申請)	確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
	<p>導結合プラズマ質量分析計の使用場所である分析室)の追加に伴う全放射エネルギーが37MBq未満の核燃料物質(核燃料物質の使用等に関する規則(昭和三十二年総理府令第八十四号)第二条の十一の九で規定されている数量を超えない核燃料物質)の取扱いについて、以下のとおり記載を追記する。実験室グローブボックスでの核燃料物質の取扱いについては、既に保安規定第74条に定められた「セル等」における使用方法に従うため、記載の変更はない。</p> <p><u>第74条に気密を保持した上で全放射エネルギーが37MBq未満の核燃料物質を取り扱うFMFの分析装置として、誘導結合プラズマ質量分析計を追加する。</u></p> <p>「使用施設等における保安規定の審査基準(令和2年2月5日改正)」の使用規則第2条の12第1項第5号の第5項に関して、維持管理設備の追加に伴い、以下のとおり変更を行う。</p> <p><u>第74条に維持管理設備への核燃料物質の使用禁止の表示に係る記載を追加する。</u></p> <p>「使用施設等における保安規定の審査基準(令和2年2月5日改正)」の使用規則第2条の12第1項第5号の第5項に関して、FMFにおける使用設備(実験室グローブボックス)の追加に伴う当該設備の負圧管理については、既に保安規定第67条、第68条、第70条に定められた「セル等」における管理方法に従う。これに伴う条文の記載の変更はないものの、当該条文の別表第36「負圧及び負圧警報設定値」について、以下のとおり実験室グローブボックスの負圧設定値等を追加する。</p> <p><u>別表第36(2)FMFに、実験室グローブボックスの負圧設定値及び負圧警報設定値を追加する。</u></p>	<p><u>保安規定第4編 第74条(今回の変更箇所)</u></p> <p><u>保安規定第4編 第74条(今回の変更箇所)</u></p> <p><u>別表第36(今回の変更箇所)</u> 保安規定第4編 第67条、第68条、第70条(変更なし)</p>
	<p>③ 管理区域等の設定等</p> <p>「使用施設等における保安規定の審査基準(令和2年2月5日改正)」の使用規則第2条の12第1項第6号の第1項に関して、FMFにおける使用場所(誘導結合プラズマ質量分析計の使用場所である分析室)の追加を行うものの、既に管理区域設定された室(旧暗室)を使用する。これに伴い、管理区域の新たな設定はないが、以下のとおり部屋名称を変更する。実験室グローブボックスは、既に管理区域設定された実験室に設置するものであるため、新たな設定はない。</p> <p><u>別図第6の1階平面図の暗室を分析室に名称変更する。</u></p> <p>「使用施設等における保安規定の審査基準(令和2年2月5日改正)」の使用規則第2条の12第1項第6号の第2項から第9項に関して、汚染のおそれのない管理区域等の表面汚染密度等の放射性物質濃度の基準値の設定等について、現在の保安規定に規定済であることから、今回の使用変更(FMFにおける使用設備及び使用の場所の追加)に伴う保安規定(放射性物質濃度の基準値の設定等に関する条文等)の変更はない。</p>	<p><u>別図第6(今回の変更箇所)</u></p> <p>保安規定第1編 第27条、第28条(変更なし) 保安規定第2編 第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第42条、第43条(変更なし) 保安規定第3編 第51条、第52条(変更なし)</p>

使用施設等保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年10月21日申請)	確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
		別表第13、別表第14、別表第15、別表第27、別表第28、別表第29、別図第10(変更なし)
	<p>④ 排気・排水監視設備</p> <p>「使用施設等における保安規定の審査基準(令和2年2月5日改正)」の使用規則第2条の12第1項第7号の第1項から第2項に関して、排気・排水監視設備について現在の現在の保安規定に規定済であることから、今回の使用変更(FMFにおける使用設備及び使用の場所の追加)に伴う保安規定(排気・排水監視設備に関する条文等)の変更はない。</p>	<p>保安規定第2編 第50条(変更なし)</p> <p>保安規定第3編 第54条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第60条(変更なし)</p> <p>保安規定第4編 第78条の2、第78条の3、第78条の4、第78条の5、第78条の6(変更なし)</p> <p>別表第17、別表第23、別表第31、別表第32、別表第33、別表第34(変更なし)</p>
	<p>⑤ 線量等の監視並びに汚染の除去</p> <p>「使用施設等における保安規定の審査基準(令和2年2月5日改正)」の使用規則第2条の12第1項第8号の第1項から第8項に関して、線量等の監視並びに汚染の除去について現在の保安規定に規定済であることから、今回の使用変更(FMFにおける使用設備及び使用の場所の追加)に伴う保安規定(線量等の監視並びに汚染の除去に関する条文等)の変更はない。</p>	<p>保安規定第2編 第39条、第43条、第44条、第45条、第46条、第50条(変更なし)</p> <p>保安規定第3編 第51条、第52条(変更なし)</p> <p>別表第14、別表第15、別表第16、別表第17、別表第23、別表第27、別表第28、別表第29(変更なし)</p>
	<p>⑥ 放射線測定器の管理</p> <p>「使用施設等における保安規定の審査基準(令和2年2月5日改正)」の使用規則第2条の12第1項第9号の第1項から第2項に関して、放射線測定器の管理について現在の保安規定に規定済であることから、今回の使用変更(FMFにおける使用設備及び使用の場所の追加)に伴う保安規定(放射線測定器の管理に関する条文等)の変更はない。</p>	<p>保安規定第2編 第50条(変更なし)</p> <p>別表第17、別表第23(変更なし)</p>
	<p>⑦ 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等</p> <p>「使用施設等における保安規定の審査基準(令和2年2月5日改正)」の使用規則第2条の12第1項第10号の第1項から第2項に関して、核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等について現在の保安規</p>	<p>保安規定第3編第51条、第52条(変更なし)</p> <p>保安規定第4編 第72条、第73条、第75条(変</p>

使用施設等保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年10月21日申請)	確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
	定に規定済であることから、今回の使用変更（FMFにおける使用設備及び使用の場所の追加）に伴う保安規定（核燃料物質の工場又は事業所外への運搬に関する条文等）の変更はない。	更なし） 別表第27、別表第28、別表第29、別表第39、 別表第39.1（変更なし）
	⑧ 放射性廃棄物の廃棄 「使用施設等における保安規定の審査基準（令和2年2月5日改正）」の使用規則第2条の12第1項第11号の第1項から第7項に関して、放射性廃棄物の廃棄について現在の保安規定に規定済であることから、今回の使用変更（FMFにおける使用設備及び使用の場所の追加）に伴う保安規定（放射性廃棄物の廃棄に関する条文等）の変更はない。	保安規定第2編 第50条（変更なし） 保安規定第3編第53条、第54条、第55条、 第56条、第57条、第58条、第59条、第60 条、第62条の2、第63条、第64条（変更な し） 別表第17、別表第23、別表第30、別表第31、 別表第32、別表第33、別表第34（変更なし）
	⑨ 非常時の措置 「使用施設等における保安規定の審査基準（令和2年2月5日改正）」の使用規則第2条の12第1項第12号の第1項から第9項に関して、非常時の措置について現在の保安規定に規定済であることから、今回の使用変更（FMFにおける使用設備及び使用の場所の追加）に伴う保安規定（非常時の措置に関する条文等）の変更はない。	保安規定第1編 第9条、第19条、第20条、 第21条、第22条、第23条、第25条、第24 条、第26条（変更なし） 保安規定第2編 第48条（変更なし） 別表第4、別表第10、別図第2（変更なし）
	⑩ 設計想定事象等に係る使用施設等の保全に関する措置 「使用施設等における保安規定の審査基準（令和2年2月5日改正）」の使用規則第2条の12第1項第13号の第1項に関して、使用施設等の保全に関する措置について現在の保安規定に規定済であることから、今回の使用変更（FMFにおける使用設備及び使用の場所の追加）に伴う保安規定（使用施設等の保全に関する条文等）の変更はない。	保安規定第1編 第9条、第18条、第19条、 （変更なし） 保安規定第4編 第65条、第78条の1、第78 条の2、第78条の3、第78条の4、第78条の 5、第78条の6（変更なし） 別表第6（変更なし）
	⑪ 記録及び報告 「使用施設等における保安規定の審査基準（令和2年2月5日改正）」の使用規則第2条の12第1項第14号の第1項から第5項に関して、記録及び報告について現在の保安規定に規定済であることから、今回の使用変更（FMFにおける使用設備及び使用の場所の追加）に伴う保安規定（記録及び報告に関する条文等）の変更はない。	保安規定第1編 第9条、第29条、第30条（変 更なし） 保安規定第2編 第39条、第45条、第47条（変 更なし） 保安規定第3編 第59条（変更なし） 保安規定第4編 第72条、第78条、第80条、

使用施設等保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年10月21日申請)	確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
		第82条(変更なし) 別表第11、別図第2(変更なし)
	<p>⑫ 施設管理</p> <p>「使用施設等における保安規定の審査基準(令和2年2月5日改正)」の使用規則第2条の12第1項第15号の第1項に関して、維持管理設備の追加に伴い、以下のとおり変更を行う。</p> <p><u>第78条の3に維持管理設備の管理に係る記載を追加する。</u></p> <p><u>第78条の4に維持管理設備の管理に係る記載を追加する。</u></p> <p><u>第78条の5に維持管理設備の管理に係る記載を追加する。</u></p> <p><u>第78条の6に維持管理設備の管理に係る記載を追加する。</u></p> <p>「使用施設等における保安規定の審査基準(令和2年2月5日改正)」の使用規則第2条の12第1項第15号の第2項に関して、施設管理について現在の保安規定に規定済であることから、今回の使用変更(FMFにおける使用設備及び使用の場所の追加)に伴う保安規定(施設管理に関する条文等)の変更はない。</p>	<p><u>保安規定第4編 第78条の3(今回の変更箇所)</u></p> <p><u>保安規定第4編 第78条の4(今回の変更箇所)</u></p> <p><u>保安規定第4編 第78条の5(今回の変更箇所)</u></p> <p><u>保安規定第4編 第78条の6(今回の変更箇所)</u></p> <p>保安規定第1編 第1条の2(変更なし)</p> <p>保安規定第4編 第77条、第78条の2、第81条(変更なし)</p>
	<p>⑬ その他保安に関する事項</p> <p>「使用施設等における保安規定の審査基準(令和2年2月5日改正)」の使用規則第2条の12第1項第18号の第1項及び第2項に関して、その他保安に関する事項について現在の保安規定に規定済であることから、今回の使用変更(FMFにおける使用設備及び使用の場所の追加)に伴う保安規定(その他の保安事項に関する条文等)の変更はない。</p>	保安規定第1編 第1条、第9条(変更なし)